

# 麻薬研究施設の設置者間における麻薬譲渡に係る 許可発出手続きの迅速化

(麻薬研究施設の設置者間における麻薬譲渡に係る許可発出手続きの迅速化について、  
薬生監麻発0927第1号令和元年9月27日)

## 特例措置前

○麻薬には濫用のおそれや有害作用があるため、麻薬及び向精神薬取締法により、研究施設間の麻薬の譲渡は、その都度、厚生労働大臣の許可を要することとなっている。

(規制の根拠)

麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第24条第10項

## ニーズ

○創薬の共同研究で、順次に企業間の麻薬の譲渡が予定されている場合、それぞれの準備・許可申請から許可までに時間を要して研究の遅れを生じるおそれがあった。

○これまでの例では、申請者側の準備や修正等も含め、1回の手続きに約2ヶ月かかるケースもあった。



## 特例措置

○創薬の共同研究等で、順次に企業間の麻薬の譲渡が予定されている場合、初回の譲渡許可申請において、研究者が共同研究全体の計画書を提出し、厚生労働省が全体を事前に検討することにより、2回目以降の譲渡許可手続きの迅速化が可能となった。



## 効果

○創薬の共同研究等における麻薬譲渡に係る時間が短縮され、研究の効率化が図れる。